食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令　新旧対照条文

○　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令
（平成二十一年内閣府令・農林水産省令第八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令（平成二十一年内閣府令・農林水産省令第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令
（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続） 第一条　農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第二十一条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。 一～五　（略）	（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続） 第一条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二十一条の二第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもってしなければならない。 一～五　（略）
（都道府県知事のする指示の内容等の報告） 第二条　農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一～五　（略） ２　令第十二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一　報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った製造業者等の氏名又は名称及び住所	（都道府県知事の行う指示の内容等の報告） 第二条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一～五　（略） ２　令第十二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一　報告を求め、又は立入検査を行った製造業者等の氏名又は名称及び住所

二　報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った年月日 三　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る農林物資の種類 四　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果 五　（略） 3　（略）	二　報告を求め、又は立入検査を行った年月日 三　報告の徴収又は立入検査に係る農林物資の種類 四　報告の徴収又は立入検査の結果 五　（略） 3　（略）